

義務教育費国庫負担制度拡充及び教職員定数の改善に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

義務教育費国庫負担制度については、義務教育費国庫負担法の改正以降、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、政府予算編成について下記の事項が実現されるよう強く要請する。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 現在、計画されている定数改善計画を着実に推進すること。また、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。
3. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

多 久 市 議 会

内閣総理大臣	菅 義偉 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
文部科学大臣	萩生田光一 様